令和６年１２月２３日条例第３３号

池田市官民連携まちなか広場条例

（設置）

第１条　まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）を設置する。

（名称等）

第２条　広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田駅南広場	池田市呉服町９番ほか

２　広場の区域は、規則で定める。

（事業）

第３条　広場は、次に掲げる事業を行う。

(1) 広場における催し、販売等の事業を実施するための場の提供に関すること。

(2) 広場における催し、販売等の事業の推進に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、広場における滞在の快適性等の向上（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第４６条第２項第５号に規定する滞在の快適性等の向上をいう。）及び広場の周辺における同条第３項第２号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の推進に関すること。

（指定管理者による管理）

第４条　広場の管理は、法人その他の団体であって地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定するもの（以

下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広場の使用の許可に関する業務

(2) 広場の維持管理に関する業務

(3) 第１条に規定する広場の設置目的を達成するために必要な業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第６条　第４条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（指定の取消し等に係る賠償）

第８条　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（行為の禁止）

第９条　広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。

(2) 暴力、騒音、放歌等により他人に危害又は迷惑を及ぼすこと。

(3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。

(4) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）、物品等を放置すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上禁止する必要があると市

長が認める行為をすること。

２　広場において次に掲げる行為をしようとする者は、次条第１項の規定により広場の専用使用と併せて指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、広場の管理運営上指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する催し（以下「興行等」という。）をすること。

(2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(3) 広告物その他これに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。

(4) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為（以下「写真撮影等」という。）をすること。

(5) 工作物等を設置すること。

(6) 火気を使用すること。

(7) 車両を進入させ、又は留め置くこと（自転車を降車して移動させる行為を除く。）。

(8) 球戯をし、スケートボードをし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

（広場の専用使用）

第１０条　広場の専用使用（工作物等を設置するための工事による使用を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　広場の管理運営上支障がないと指定管理者が認める場合に限り、深夜（午後９時から翌日の午前９時までをいう。以下同じ。）において、部分専用使用（使用面積２０平方メートルを上限として広場の専用使用をすることをいう。以下同じ。）により工作物等を設置するための資材等を留置し、又は工

作物等の設置に係る工事中の状態若しくは工作物等を設置した状態にして広場の専用使用をすることができる。この場合において、当該広場の専用使用をする者は、交通上、安全上、防火上及び衛生上の措置その他広場の管理運営上指定管理者が必要と認める措置を講じ、指定管理者の確認を受けなければならない。

3　前項の規定による深夜における部分専用使用においては、興行等、販売等の事業を実施し、又は工作物等（工作物等を設置するための資材等を含む。）の搬出入若しくは工作物等の設置等に係る工事をすることができない。

4　指定管理者は、第１項の許可に当たり広場の管理運営上必要があると認めるときは、その広場の専用使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第１１条　指定管理者は、広場の専用使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広場の専用使用を許可しない。

(1) 第１条に規定する広場の設置目的に反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成２３年池田市条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上支障があるとき。

2　広場の専用使用において次に掲げる工作物等を設置する場合は、当該工作物等の設置が規則で定める技術的基準に適合しなければならない。この場合において、当該工作物等を設置したときは、この項前段の規定に適合しているかどうかについて、指定管理者の確認を受けなければならない。

(1) 興行等のため設けられる仮設工作物

(2) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(3) 写真撮影等のため設けられる仮設工作物

３　前項に定めるもののほか、広場の専用使用において設置することができない工作物等については、規則で定める。

（利用料金）

第１２条　第１０条第１項の規定により広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、使用者が国又は地方公共団体である場合は、前納によらないで納付することができる。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　前項の規定は、指定管理者が利用料金の額を変更しようとする場合について準用する。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

５　指定管理者は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第１３条　指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（使用者の原状回復の義務）

第１４条　使用者は、広場の専用使用を終了したときは、直ちにその専用使用した広場を原状に回復しなければならない。

（監督処分）

第１５条　市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第１０条第１項の規定によりした広場の専用使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第４項の規定により付した条件を変更し、又は行

為若しくは工作物等の設置に係る工事を中止し、設置した工作物等の改築、移転、除却その他当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な措置を講じ、広場を原状に回復し、若しくは広場から退場することを命ずること（次項において「許可の取消し等」という。）ができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 偽りその他不正な手段により広場の専用使用の許可を受けた者

2　市長又は指定管理者は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、許可の取消し等を行うことができる。

(1) 災害その他不可抗力により広場の管理運営上やむを得ない事由が発生した場合

(2) 広場の保全又は公衆の広場の使用に支障が生じた場合

(3) 広場の維持管理に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(4) 前３号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

3　市長は、前２項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び第８項において「命令対象者」という。）を確知することができないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ告示しなければならない。

4　市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5　市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第８項において

「所有者等」という。）に対して当該工作物等を返還するため、規則で定める事項を告示するとともに、当該保管した工作物等について記録した保管工作物等一覧簿を事務所に備え付け、かつ、これを関係者に対して閲覧に供しなければならない。

6　市長は、第４項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による告示の日から起算して２週間（工作物等が特に貴重な物であるときは、３か月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7　市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買取人がないとき、又は売却するに当たって買取人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8　第３項から前項までの規定による工作物等の除却、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他命令対象者の負担とする。

9　第５項の規定による告示の日から起算して６か月を経過してもなお第４項の規定により保管した工作物等（第６項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

１０　第９条第１項（第４号に係る部分に限る。）若しくは第２項（第５号に係る部分に限る。）又は前条の規定に違反する行為により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（損害賠償の義務）

第１６条　広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者不在の場合における市長による管理）

第１７条　第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条（第３項及び第４項を除く。）、第１３条及び別表の規定は、指定管理者が不在の場合において、その事由が止むまでの間、市長が広場の管理を行うときに準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第４条、第５条並びに第１２条第３項及び第４項の規定は、適用しない。

第９条第２項	次条第１項	第１７条において読み替えて準用する次条第１項
	指定管理者	市長
第１０条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１０条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１０条第４項	指定管理者	市長
	第１項	第１７条において読み替えて準用する第１項
第１１条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１１条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１２条の見出し	利用料金	使用料
第１２条第１項	第１０条第１項	第１７条において読み替えて準用する第１０条第１項
	指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第	市長に対し、使用料

	２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）	
第１２条第２項	利用料金	使用料
	別表	第１７条において読み替えて準用する別表
	の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める	（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得て別表の額を下回る額で利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を定めていた場合は、市長が必要と認める間、その利用料金の額との均衡を考慮して、同表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める額）とする
第１２条第５項	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第１３条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金の上限額	使用料の額
	範囲内において指定管理者が定める利用料金	使用料（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得てこの表の額を下回る額で利用料金を定めていた場合は、市長が必要と認める間、その利用料金の額との均衡を考慮して、同表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める使用料）

２　前項前段に規定する期間内における第１５条第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「市長又は指定管理者」とあるのは、「市長」

とする。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第１９条　第１５条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年８月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定　令和７年４月１日

(2) 第４条から第８条までの規定　公布の日から起算して２年６か月を超えない範囲内において規則で定める日

（準備行為）

２　広場の専用使用の許可その他の広場の専用使用に関する手続は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

３　指定管理者の指定その他の広場の指定管理者に関する手続は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（以下「第２号施行日」という。）前においても、第６条から第８条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

４　第２号施行日の前日までの間は、第９条第２項、第１０条第１項、第２項及び第４項並びに第１１条第１項及び第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第１５条第１項及び第２項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する

条例の一部改正）

５　議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和３９年池田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正）

６　池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和８年９月２４日条例第３４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１２条及び第１３条並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の専用使用について適用し、同日前の専用使用については、なお従前の例による。

別表（第１２条関係）

池田駅南広場の専用使用に係る利用料金の上限額

(1)　エリアによる専用使用

時間区分／使用区分		朝	昼	夜	朝昼	昼夜	全日	1時間使用
平日	全エリア	18,750円	25,000円	18,750円	50,000円	50,000円	75,000円	6,250円
	中央エリア	9,300円	12,400円	9,300円	24,800円	24,800円	37,200円	3,100円

	東エリア	6,600円	8,800円	6,600円	17,600円	17,600円	26,400円	2,200円
	西エリア	2,850円	3,800円	2,850円	7,600円	7,600円	11,400円	950円
休日等	全エリア	37,500円	50,000円	37,500円	100,000円	100,000円	150,000円	12,500円
	中央エリア	18,600円	24,800円	18,600円	49,600円	49,600円	74,400円	6,200円
	東エリア	13,200円	17,600円	13,200円	35,200円	35,200円	52,800円	4,400円
	西エリア	5,700円	7,600円	5,700円	15,200円	15,200円	22,800円	1,900円

備考

1　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　朝　午前９時から正午までの時間区分をいう。

(2)　昼　午後１時から午後５時までの時間区分をいう。

(3)　夜　午後６時から午後９時までの時間区分をいう。

(4)　朝昼　午前９時から午後５時までの時間区分をいう。

(5)　昼夜　午後１時から午後９時までの時間区分をいう。

(6)　全日　午前９時から午後９時までの時間区分をいう。

(7)　１時間使用　時間区分によらない１時間を単位とする区分をいう。

(8)　平日　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日以外の日をいう。

(9)　休日等　平日以外の日をいう。

２　その受けた許可に係る時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間１時間までごとにつき、この表に定める１時間使用の額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(2)　部分専用使用

使用区分		利用料金の上限額
平日	使用面積１０平方メートル以下	１日につき　２，０００円
	使用面積１０平方メートルを超え２０平方メートル以下	１日につき　４，０００円
休日等	使用面積１０平方メートル以下	１日につき　４，０００円
	使用面積１０平方メートルを超え２０平方メートル以下	１日につき　８，０００円

備考　この表における用語の意義は、(1)の表備考に定めるところによる。